郡山総合運動場開成山野球場ネーミングライツ・スポンサー募集要項

郡山市は、郡山市ネーミングライツ実施に関する基本方針に基づき、郡山総合運動場開成山野球場に使用する愛称の命名権（以下「ネーミングライツ」という。）を取得する民間事業者等（以下「ネーミングライツ・スポンサー」という。）の募集に関する事業（以下「ネーミングライツ事業」という。）を公募型プロポーザルにより実施します。

１　募集件名

郡山総合運動場開成山野球場ネーミングライツ・スポンサー

２　募集施設

(1)　名　称：郡山総合運動場開成山野球場
(2)　所在地：福島県郡山市開成一丁目5番12号

３　募集期間

令和８（2026）年 10 月 22 日（木）から令和８年 12 月 18 日（金）午後４時 30 分まで

４　応募資格

応募資格を有するものは、郡山市と関わりが深い法人格を有する団体とします。

・　郡山市内に本社・事業所を有する企業等
・　郡山市にゆかりのある企業等
　　（例）　郡山市と協定を締結し、協力関係にある
　　創業者や代表者が郡山市出身である
　　郡山市民に馴染みのある企業である　　等

ただし、次の条件に該当するものを除くものとします。

(1)　郡山市広告掲載基準（平成 27 年４月１日制定）第３条に掲げる業種又は事業者
(2)　その他、ネーミングライツ・スポンサーとしてふさわしくないと市が判断したもの

５　契約期間

募集する契約期間は、令和９年４月１日から５年以上で、終了月日は３月 31 日とします。

・　希望する契約期間を申込書に記入してください。
・　募集契約期間より短い期間での申込みは失格となります。
・　契約期間が終了する９か月前までに、当該施設のネーミングライツ事業の継続実施の可否を判断し、通知します。

６　ネーミングライツ料（募集金額）

年額 510 万円以上
- 応募金額は１万円単位とします。
- 希望するネーミングライツ料を申込書に記入してください。
- 消費税及び地方消費税は別途御負担いただきます。
- 募集金額を下回る申込みは失格となります。

７　優先交渉権者の選定方法

応募者から提出された申込書及び添付書類は、郡山市広告事業審査委員会において審査を行います。

また、必要に応じて応募者にヒアリングを実施することにより審査します。

その後、最も適正と判断する応募者を「優先交渉権者」として選定します。

(1)　選定に当たっての審査

ネーミングライツ・スポンサーとしての応募資格を審査した上で、次の内容を審査項目として審査します。

・ネーミングライツ料（応募金額）
・ネーミングライツ料の支払いの確実性
・契約希望期間
・応募理由
・愛称の妥当性
・社会貢献等の実績及び今後の計画

応募者が１者のみである場合や、審査結果が最上位者である場合でも、最低基準点に達しない場合は、優先交渉権者として選定しません。

(2)　結果通知

審査結果は、応募者全員に書面で通知します。また、市ウェブサイトで優先交渉権者、愛称及び略称、ネーミングライツ料、契約期間を公表します。

なお、審査内容及び審査結果に対する問合せ、異議等には、一切応じません。

(3)　優先交渉権者との協議

審査後、優先交渉権者となった応募者と、契約に係る必要事項について協議します。

優先交渉権者との協議が整わず、合意の可能性がないと市が判断した場合は、協議を打ち切り、次順位者を優先交渉権者とし、協議を行うものとします。

８　ネーミングライツ・スポンサーの公表、愛称の普及

市は、ネーミングライツ・スポンサーや愛称、ネーミングライツ料等について、市ウェブサイト、報道機関等に公表し、正式名称を使用する必要がある場合を除き、愛称を積極的に使用して周知を図ります。

９　印刷物等の変更

パンフレット、封筒等の印刷物への愛称の使用は、次のとおりとし、原則として新規作成分からの対応となります。既存印刷物の表示変更を希望する場合は、ネーミングライ

ツ・スポンサーの費用負担により対応していただきます。

〔ウェブサイト・施設名称入り印刷物等一覧〕

種類・印刷物名	愛称の使用時期	備考
市ウェブサイト	令和９年４月１日	
指定管理施設ウェブサイト	令和９年４月１日	
・郡山市体育施設使用許可申請書 ・郡山市体育施設使用許可書 ・郡山市体育施設使用券	使用しない	郡山市体育施設条例施行規則で規定しているため使用しない。

10　愛称

(1)　条件

・愛称は、「開成山」の字句が含まれることを条件とします。
・愛称は、野球場であることがイメージできることを条件とし、野球場と判別できない愛称は使用できません。
・愛称は、全体で、概ね 15 文字以内とします。
・愛称に加え、必ず愛称よりも短い文字数の略称をご提案ください。
・企業名（通称を含む）、商品名、ブランド名等が使用できます。
（例）［企業名］＋開成山＋スタジアム
［企業名］＋スタジアム＋開成山
開成山＋［商品名］＋野球場
［商品名］＋開成山＋野球場
・市民や施設利用者にとって、親しみやすい、わかりやすい、呼びやすいものとし、ランドマークにふさわしい名称としてください。
・表記に使用できる言語は、日本語、英数字を原則とします。
・郡山市以外の地名を入れるなど、施設利用者の混乱を招く恐れがある愛称は使用できません。
・郡山市広告掲載基準（平成 27 年４月１日制定）第４条に該当する愛称は、使用できません。
・市民や施設利用者の混乱を防止するため、決定した愛称（略称を含む。）は契約期間内に変更することはできません。ただし、ネーミングライツ・スポンサーが経営統合等により社名変更した場合は、協議により変更の必要可否を決定します。なお、その際の看板、市が作成するパンフレット及び封筒等の印刷物の表示変更に係る費用は、ネーミングライツ・スポンサーが負担するものとします。
・愛称は、著作権、商標権、その他の権利を侵害しないことを前提とします。

(2)　留意事項

・愛称および略称は、市からの申し出により変更を求める場合があります。

・市が条例等で定める施設名称（正式名称）は変更しません。
・市は、愛称が定着するまでの当分の間、正式名称を併記するなどの措置を講じます。
・オリンピックや国際試合のような規模が大きい大会等が開催される場合、愛称が使用できないことがあります。
・イベント等が開催される際、当該施設の利用者及び報道機関等が愛称を使用しない場合があります。
・看板や市が作成する印刷物等は愛称を使用し、略称は必要に応じて適宜、使用することとします。

11　ネーミングライツ料以外の費用負担

ネーミングライツ料のほかに、市とネーミングライツ・スポンサーの費用負担は、次のとおりとします。

区　分	ネーミングライツ・スポンサー	市
看板の新設及び既存看板の変更	○	
看板の新設及び既存看板の変更に係る許可申請に関する一切の費用	○	
電気を使用する新設看板の電気使用料、子メーターの設置費用及び撤去費用	○	
新設及び変更した看板の契約期間終了時（契約の解除も含む）の原状回復	○	
新設した看板の点検修繕等の維持管理	○	
新設した看板を起因とした第三者への損害賠償	○	
市が作成するパンフレット、封筒等の印刷物（契約前に作成済みの場合を除く）や市ウェブサイトの表示変更		○

※「看板」は、建物の壁面に愛称を表示するために取り付ける看板のほか、敷地内にある門柱、施設案内板、誘導表示、カッティングシートで貼り付けた愛称表示等を含みます。（以下本募集要項において同じ。）

12　敷地内看板

ネーミングライツ・スポンサーは、当該施設に愛称を表示する看板を設置することができます。

(1)　看板の設置可能箇所

① 既存看板

既に看板が設置されている箇所で、愛称の表示可能な箇所及び看板設置に関する条件は、（別図１）のとおりです。

愛称の表示を希望する箇所の番号を、申込書に記入してください。

また、愛称のデザイン、設置方法等に関する資料がある場合は添付してください。

② 新設可能箇所（市が新設可能と指定する箇所）

愛称を表示する看板の新設可能箇所及び看板設置に関する条件は、（別図２）のとおりです。

愛称の表示を希望する箇所の番号を、申込書に記入してください。

また、愛称のデザイン、設置方法等に関する資料がある場合は添付してください。

(2) 新設箇所の提案（応募者が提案する新設箇所）

「(1)看板の設置可能箇所」以外の箇所に看板の新設を希望する場合は、希望する看板の設置箇所の位置図、写真等を提出してください。

また、愛称のデザイン、設置方法等に関する資料がある場合は添付してください。

・一つの壁面に２箇所以上看板を設置することはできません。

・窓ガラスにカッティングシート等で愛称を表示することはできません。

・当該施設の敷地外に看板を新設することはできません。

なお、応募者の希望通りに看板を新設することができない場合もありますが、その場合においてもネーミングライツ料を変更することはできません。

(3) 条件

・愛称、企業及び商品のロゴ（開成山公園に掲出している既存看板を除く）が表示できます。

・企業ブランドメッセージ、イメージキャラクター、商品写真・イラスト等は、看板には表示できません。

・看板を設置する位置、形状、面積、材質、デザイン、色彩、表示する文字（企業・商品のロゴを含む）等は、当該施設や周辺景観と調和するように配慮し、企業名や企業ロゴマーク等のみが過度に強調されたデザインの看板は設置できません。

・照明等の電気を使用する看板は、周辺の景観に配慮したものとします。なお、デジタルサイネージなど電光可変の看板は設置することができません。

・地色に蛍光・発光塗料、蛍光フィルム又は反射性の強い塗料は使用できません。

・看板の設置は、原状回復が図れる取付け構造にするとともに、契約終了時には、市の指示に従い、原状回復することとします。

・看板は、風力、地震等で落下しない対策を講じるとともに、定期的な点検を実施し、安全性を確実に維持することとします。

・壁面等に取り付けるものは、窓、開口部等をふさがないものとします。

・看板のデザイン及び表示内容は、著作権、商標権、その他の権利を侵害しないことを前提とします。

・看板の設置前に屋外広告物許可申請の手続きが必要になります。なお、２年に一度更新申請が必要であり、更新時には安全点検の実施及びその報告書の提出が併せて必要になります。看板の設置等を行う事業者は、郡山市屋外広告業の登録が

必要です。※のぼりやはり紙などの簡易広告物を設置する場合は、１か月ごとの許可申請が必要となります。

・高さ４メートルを超える建植看板は、看板の設置前に建築確認申請の手続きが必要です。また、確認済証及び検査済証の写しを提出していただきます。

・屋外広告物許可申請および建築確認申請に係る手数料はネーミングライツ・スポンサーが負担するものとします。なお、屋外広告物許可申請手数料はネーミングライツ料や看板面積に応じて減免できる場合があります。

・看板の経年劣化による退色、材料腐食、シールのはがれ、文字の脱落等がないか、定期的な点検を実施し、美観を維持することとします。

・当該施設は、風致地区内にあるため、看板等の工作物を新たに設置する場合、その高さが 1.5ｍを超える場合は、郡山市屋外広告物条例による許可のほか、郡山市風致地区内における建築等の規制に関する条例に基づく許可申請の手続き（標準処理期間は１か月）が必要になります。その際、風致地区の景観になじむよう使用する色の彩度や明度の変更を求められる場合があります。

・開成山公園内にある既存の案内板等は、シール貼り付けによる愛称（ロゴマークは不可、字体は既存のものと同様に限る）を表示することします。愛称の表示可能な箇所及び看板設置に関する条件は、（別図１の№３、４、５、６）のとおりです。

・開成山野球場の敷地内で、新設する屋外広告物は、風致地区内であるため、表示面積が合計 30 ㎡以内であることとします。既に別図１および別図２で 9.8436 ㎡の屋外広告物を掲出しているため、当該箇所以外に看板を設置する場合は残り 20.1564 ㎡の範囲で掲出が可能です。愛称の表示可能な箇所及び看板設置に関する条件は、（別図１の№１、２、別図２の№１、２）のとおりです。

(4)　留意事項

・既存看板の変更箇所、新設する看板の設置箇所は、優先交渉権者との協議により最終的に決定しますが、希望通りに設置できないこともあります。その場合においてもネーミングライツ料を変更することはできません。

・既存看板の変更及び新設する看板の具体的な形状、大きさ、色彩、設置方法等は、優先交渉権者との協議により、最終的に決定することとします。

・募集要項に示す箇所のほかに既存の施設表示がある場合（備品等を含む）、表示の変更可否は、協議により決定することとします。

13　ネーミングライツ・スポンサー特典

ネーミングライツ・スポンサーには、次の特典を付与します。

この特典について、譲渡や転貸等はできません。

(1)　優先交渉権の付与

契約期間満了後も継続して当該施設のネーミングライツ事業を実施する場合、現ネーミングライツ・スポンサーに契約更新の希望があれば、優先交渉権を付与します。

ただし、契約を更新する場合、愛称及び略称を変更することはできません。

(2)　ネーミングライツに関する周知スペースの設置（パネルボード等の設置）

ネーミングライツ・スポンサーであることを周知するため、当該施設内（屋内に限る。以下同じ。）の一部を使用し、パネルボード等を設置する周知スペースを設置することができます。

周知スペースの使用には、別途、行政財産使用許可申請の手続きが必要です（行政財産の目的外使用に係る使用料は免除）。

周知スペースの設置に係る費用及び撤去費用は、ネーミングライツ・スポンサーが負担するものとします。

（例）ネーミングライツ・スポンサーであることを施設利用者に周知するため、次のようなパネルボードを掲示する。

○○株式会社は、ネーミングライツ・スポンサーとして、 開成山野球場の愛称を「△△△△△△△」と命名し、 郡山市のスポーツ施設を応援しています。

（既存のスペースの場合）

① 周知スペースとして使用可能な箇所及び設置に関する条件は、（別図３）のとおりです。

使用を希望する場合、具体的な使用方法及びその内容を申込書に記入してください。

なお、使用可能箇所は、優先交渉権者との協議により最終的に決定しますが、希望どおりに使用できないこともあります。その場合においてもネーミングライツ料を変更することはできません。

（スポンサーによる希望）

② 周知スペースとして使用を希望する箇所がある場合、使用箇所の位置図、写真等を提出してください。

また、具体的な使用方法及び内容を申込書に記入してください。

なお、使用可能箇所は、優先交渉権者との協議により最終的に決定しますが、希望どおりに使用できないこともあります。その場合においてもネーミングライツ料を変更することはできません。

(3) 展示コーナーの設置

当該施設内の一部を使用し、ネーミングライツ・スポンサーの広告掲載及び商品等の展示コーナーを設置することができます。

展示コーナーの設置には、別途、行政財産使用許可申請の手続きが必要です（行政財産の目的外使用に係る使用料は免除）。

展示コーナーの設置に係る費用及び撤去費用は、ネーミングライツ・スポンサーが負担するものとします。

展示コーナーの設置を希望する場合、希望する設置箇所の位置図、写真等を提出してください。また、具体的な設置内容及び使用方法を申込書に記入してください。

※設置可能箇所は、優先交渉権者との協議により最終的に決定しますが、希望通りに設置できないこともあります。その場合においてもネーミングライツ料を変更することはできません。

(4)　ネーミングライツ・スポンサー特典の提案

ネーミングライツ・スポンサー特典として、(1)から(3)まで掲げる特典のほかに希望するものがある場合、具体的な希望内容を申込書に記入してください。

特典の内容は、施設の関連法令等の規定等を踏まえ、優先交渉権者との協議により最終的に決定しますが、希望どおりに特典を付与することができないこともあります。

その場合においてもネーミングライツ料を変更することはできません。

〔特典として付与できないものの例〕

・当該施設の優先予約権、貸切り使用権、無料使用権、独占使用権
・当該施設に物品販売コーナーを設置すること

14　道路標識

道路標識の表示変更及び新設はできません。

※「道路標識」は、目標地までの経路を案内する経路案内板のほか、郡山市公共屋外案内板設置方針に示す屋外案内板（誘導板、施設名称板、観光案内板等）等を含みます。

15　地図会社・交通機関

市は、主な地図製作会社及び交通機関に対して、表示内容の変更を依頼します。

ただし、表示の変更可否及び変更時期は、各事業者の都合により決定されます。

16　実施スケジュール

(1) 公告　令和８年 10 月 22 日（木）
(2) 質疑の受付期限　令和８年 12 月４日（金）
(3) 質疑への回答期限　令和８年 12 月 11 日（金）
(4) 申込書等の提出期限　令和８年 12 月 18 日（金）
(5) 審査委員会の開催　令和８年 12 月下旬（予定）
(6) 優先交渉権者の選定　令和８年 12 月下旬（予定）
(7) ネーミングライツ・スポンサーの決定　令和９年１月上旬（予定）
(8) ネーミングライツ開始（愛称使用開始）　令和９年４月１日（予定）

17　応募方法

(1)　提出書類

次に掲げる書類を提出してください。

（⑥及び⑦については、該当するいずれかの書類）

① ネーミングライツ・スポンサー申込書（様式 1）
② 誓約書（様式 2）
③ 会社概要（任意様式）
④ 直近 3 年分の決算報告書（任意様式）（貸借対照表、損益計算書等）

法人設立してから 3 年未満の場合は、設立後の全ての決算報告書を提出してください。

⑤ 納税情報確認同意書（様式 3）

本店又は支店等が郡山市に所在する法人は、提出してください。

⑥ 納税証明書（各市町村様式）又はその写し

本店又は支店等が郡山市に所在しない法人は、ネーミングライツ・スポンサー契約を締結する本店又は支店等が所在する住所地の市区町村で、公告日以降に発行された次の a～e の税目に係る直近 2 年度分の納税証明書又はその写しを提出してください。

a 法人市区町村民税
b 固定資産税及び都市計画税
c 軽自動車税
d 事業所税
e 入湯税

⑦ 納税証明書（税務署様式その 3 の 3）又はその写し

本店所管の税務署で公告日以降に発行された納税証明書又はその写しを提出してください。

a 法人税
b 消費税及び地方消費税

⑧ 敷地内看板に関する資料

愛称を表示する看板の新設箇所の提案をする場合は、希望する使用箇所の位置図、写真等を申込書と併せて提出してください。

⑨ ネーミングライツ・スポンサー特典に関する資料

「13　ネーミングライツ・スポンサー特典」(2)　ネーミングライツに関する周知スペースの設置」及び「(3)　展示コーナーの設置」で新設箇所の提案をする場合は、希望する使用箇所の位置図、写真等を申込書と併せて提出してください。

⑩ 愛称のデザイン、設置方法等に関する資料（ある場合のみ）

(2) 提出期間　　項目「3　募集期間　」のとおりです。

(3) 提出部数　　各 1 部

(4) 提出方法

直接持参又は郵送により提出してください。

① 持参の場合

受付は、募集期間内の午前 9 時から午後 4 時 30 分までとします。（土・日・祝日等閉庁日を除きます。）

② 郵送の場合

書留や特定記録等、配達記録を確認できる方法により、募集期間最終日の午後 4 時 30 分までに郡山市役所に到着したものを有効とします。

(5) 提出先

〒963-8601　福島県郡山市朝日一丁目 23 番 7 号
郡山市　財務部公有資産マネジメント課（本庁舎 2 階）

電　話：024-924－2051
ＦＡＸ：024-931－3245
E-mail：kouyushisan@city.koriyama.lg.jp

(6)　留意事項
・募集期間後の提出書類の受付はできません。
・募集期間後の提出書類の差し替え及び再提出は認めません。
・提出書類は返却しません。
・提出書類の作成及び提出に係る費用並びに契約締結に係る費用は、応募者の負担とします。
・必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合があります。
・申込書を提出後に辞退する場合、応募辞退届（任意様式）を提出してください。
・提出書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とします。
・提出書類は審査の用途以外に応募者に無断で使用することはありません。

18　募集要項に対する質問の受付・回答

応募に当たり、質問がある場合は、次のとおり受付、回答します。

(1)　質問方法
募集要項等質問書（様式４）を持参、郵送、メール又はファックスのいずれかの方法で提出してください。

(2)　質問期間
令和８年 10 月 22 日（木）から令和８年 12 月４日（金）午後４時 30 分まで

(3)　提出方法
①　持参の場合
受付は、質問期間内の午前９時から午後４時 30 分までとします。
（土・日・祝日等閉庁日を除きます。）
②　郵送の場合
書留や特定記録等、配達記録を確認できる方法により、質問期間最終日の午後４時 30 分までに到着したものを有効とします。

③　メール・ファックスの場合
受付は、質問期間内とします。
質問期間最終日は、午後４時 30 分までに到着したものを有効とします。

(4)　提出先
項目「17　応募方法　(5)　提出先」のとおりです。

(5)　回答方法
令和８年 12 月 11 日（金）までに質問者へ募集要項等回答書（様式 5）で回答し、原則として市ウェブサイトに掲載します。

19　契約の締結及び契約書の作成

市と優先交渉権者との間で契約に係る協議が整った場合、ネーミングライツ・スポンサーとして契約を締結します。

契約書は別添のとおりですので、契約内容を了解した上で、申し込んでください。なお、赤文字の箇所は、優先交渉権者との協議により最終的に決定します。

また、次の事項を市ウェブサイト、「広報こおりやま」等により公表します。

(1)　愛称及び略称
(2)　ネーミングライツ・スポンサーの名称
(3)　ネーミングライツ料
(4)　契約期間
(5)　ネーミングライツ・スポンサー特典
(6)　その他特記事項

20　契約の解除

契約期間中であっても、ネーミングライツ・スポンサーが項目「4　応募資格」に掲げる条件に該当する場合や、法令違反等の不正行為、公序良俗に反する行為、社会的信用を損なう行為を行い、市や当該施設のイメージが損なわれた場合等、市がネーミングライツ・スポンサーとすることが適当でないと判断するときは、契約を解除することがあります。

契約を解除する場合、納入済みのネーミングライツ料は返還しないこととし、残る契約期間の総額の契約金額の 10 分の 2 に相当する額を、違約金として負担していただきます。

また、ネーミングライツ・スポンサーの業績の著しい悪化等により、契約を継続することが困難となり、契約期間中に中途解除することになった場合は、納入済みのネーミングライツ料は返還しないこととし、残る契約期間の総額の契約金額の 10 分の 1 に相当する額を、違約金として負担していただきます。

これらの契約解除に伴う看板、周知スペース等の撤去及び原状回復に必要な費用は、全てネーミングライツ・スポンサーの負担とします。

さらに、市が作成したパンフレット、封筒等の印刷物の作り直しに係る費用は、全てネーミングライツ・スポンサーの負担とします。

なお、前述以外の理由により、契約期間中に契約を解除することはできません。

21　損害賠償

ネーミングライツ・スポンサーが設置した看板により第三者に損害が生じた場合の負担や、施設に付けた愛称が第三者の商標権を侵害した場合の負担は、ネーミングライツ・スポンサーが負うものとします。

その他、定めのないリスクが生じた場合は、市とネーミングライツ・スポンサーが協議し、リスク負担を決定するものとします。

22　ネーミングライツ料の支払方法

・毎年 4 月末日までに支払うものとします。
・納入期限が郡山市の休日を定める条例（平成２年郡山市条例第７号）に規定する市の休日に当たるときは、条例第２条の特例を適用します。

・ネーミングライツ料は年度ごとに一括して支払うものとし、分割して支払うことはできません。
・ネーミングライツ料の支払いに要する費用は、ネーミングライツ・スポンサーが負担するものとします。

23　その他

・ 開成山野球場は、現在、指定管理者制度を導入しており、令和７年４月１日から令和15 年３月末日までを指定期間として、開成山クロスフィールド郡山株式会社が管理運営を行っています。
・ 開成山野球場は、スタジアム内の壁面に企業広告を掲載しています。掲載する広告主の決定は指定管理者が行うため、異議等には応じません。
・　当該施設が指定管理者制度を導入している場合、又は新たに指定管理者を募集することがあった場合は、指定管理者となる団体の決定は郡山市が行うため、異議等には応じません。
・　公文書開示請求があった場合は、郡山市情報公開条例に基づき応募時の提出書類等を一部開示することがあります。
・　ネーミングライツ・スポンサーの申込み及び契約に当たっては、関係する法令等の規定を遵守してください。
・　施設見学をすることも可能ですので、希望する場合は別途お問い合わせください。

24　問合せ先

〒963-8601　福島県郡山市朝日一丁目 23 番７号
郡山市　財務部公有資産マネジメント課（本庁舎２階）
電　話：024-924－2051
ＦＡＸ：024-931－3245
E-mail：kouyushisan@city.koriyama.lg.jp